

2026年度5年一貫型特別選抜入学試験（面接試験）

【 民 法 】

問題

1 甲土地について、A から B、B から C へと、それぞれ売買契約に基づき譲渡がされ、引渡しがなされた。その後、A は、AB 間の A の意思表示が B の詐欺によるものであることを理由に、この意思表示を取り消した。登記は B 名義である。

このとき、A が C に対して甲土地の返還を求めた場合に、C がどのような反論をするか。さらに、C の反論が認められるために、どのような要件を充足している必要があるか理由も含めて説明しなさい。また、C への譲渡が A が取消しをした後であった場合や、A が契約を解除した場合とで、どのような違いがあるか説明しなさい。

2.

即時取得が認められるためにはどのような要件を充足する必要があるか。とりわけ、「引渡し」には占有改定や指図による占有移転が含まれるか。理由も含めて説明しなさい。

出題趣旨

問題 1 は、取消と登記に関する基本的な知識を有しているかどうかを確認する問題であり、問題 2 は、即時取得の要件に関する基本的な知識を有しているかどうかを確認する問題である。

解説（採点基準含む）

問題 1 では、法律行為（意思表示）が取り消された場合、第三者の保護要件について、民法がどのような考え方で規定しているかの理解を問うとともに、解除の場合とどのような違いがあるのか、取消前の第三者と取消後の第三者とで判例の考え方に違いがあるか、それはどのような考慮に基づいているのかなどの基本的な知識を的確に説明できるかどうかをもって採点した。

問題 2 では、即時取得の要件を正確に指摘し、占有開始要件に関して、判例は、占有改定では要件を充足しないとしているが、それはどのような考慮に基づいているのか、誰の利益を考慮しているのかを理解を問うとともに、指図による占有移転ではどうなのか、指図による占有移転にもさまざまな場合がありうることを説明できるかどうかをもって採点した。

以 上